



2025 年度

朱雀みぎわ学童保育所 重要事項説明書



しゃかいふくしほうじん みぎわかい
社会福祉法人 美樹和会

I. 朱雀みぎわ学童保育所のはたらき

1. 学童クラブ

2022年1月、朱一小学校敷地内に朱一会館が新設されました。

この建物は、地元の自治会と消防分団、美樹和会が共同で建設したもので、その内部に「朱雀みぎわ学童保育所」があります。就労などにより昼間、保護者が在宅していない小学校1年生から6年生までを受け入れます。近隣にある京都市認可保育所『中京みぎわ園』と密に連携して、学童保育を行っています。

在籍児童は学校から直接学童保育所に通い、午後6時30分までを安全に過ごします。学童保育所には「児童厚生員」という遊びにより子どもの成長を支援する職員がいます。この児童厚生員を保育の軸として、児童厚生員とともに学童保育を展開する「クラス担当」、個別支援の必要な子どもたちをサポートする「介助ボランティア」といったメンバーが、『遊びを通しての活動』を中心に、安全の確保、健康管理、情緒の安定、小学生としての生活習慣の確立を基盤とした子どもの健全育成を図ります。

Ⅱ. 朱雀みぎわ学童保育所の学童クラブ詳細説明

1. ご登録の流れ

(1) 登録時の提出書類

減免申請なし	減免申請あり
① 学童クラブ事業利用申請書	① 学童クラブ事業利用申請書
② 就労証明書	② 就労証明書
③ 個人原簿	③ 減免申請書
④ 京都中央信用金庫 預金口座振替依頼書・自動振込申込書(新規登録の方のみ)	④ 各種減免に応じた挙証資料 (※きょうだい児の減免には不要)
⑤ 子ども医療受給者証のコピー	⑤ 個人原簿
	⑥ 京都中央信用金庫 預金口座振替依頼書・自動振込申込書(新規登録の方のみ)
	⑦ 子ども医療受給者証のコピー

減免には次の 5 種類があります。ご希望の方は、必ず申請してください。

減免①	生活保護法による保護を受けている世帯
	中国残留邦人等の円滑な帰国の催促及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付受給世帯
	市府民税非課税世帯(減免②)に該当し、かつひとり親家庭または世帯の障害のある方がいる世帯
減免②	市府民税を課されている者の属していない世帯
	市府民税均等割のみ課税世帯
減免③	市府民税のみを課されている者の属している世帯
減免④	就学援助を受けている世帯
	ひとり親家庭等医療費支給制度受給世帯
特例 (家計急変)	失業や傷病、災害等の理由により、家計が急変した世帯については、急変後の収入に応じた減免を行います。

(2) 個人原簿

入所が決定しましたら、当館より利用料決定通知書を発送します。(既にご登録済みの方は、コドモンにて個別でお送りいたします。)その後、コドモンというアプリにてお子様、保護者の方の情報を入力していただけます。

※ コドモンのアプリを携帯にダウンロードください(別紙にて詳細をご説明します)。当方では、アプリ上で子どもたちとご家庭の情報を入力・保管するとともに、日々の伝達や緊急連絡を行います。お迎えの時間や方法の変更などの軽微なご連絡はコドモン上で済ませてくださって結構です。他方で、緊急性の高いご連絡内容、子どもたちの体調不良など健康上のご連絡については、電話にて行っていただきますようお願い申し上げます。

(3)登録内容の変更の届

利用開始後、勤務先、家族構成、連絡先(緊急連絡先含む)等に変更が生じた場合は、速やかにお申し出ください。変更届に記入していただきます。コドモン上での変更もあわせてお願いいたします。

(4)面談

中京みぎわ園の卒園児以外の児童については、入所時に個別面談を実施します。3月上旬～中頃のうち、ご都合のつく日時をお知らせください。

(5)学童保育所の連絡先

朱雀みぎわ学童保育所:080-7054-4358

平日:午前9時から午後6時 30 分まで職員が対応いたします。

土曜・長期休暇:午前 8 時から午後6時 30 分まで職員が対応いたします。

(6)休会・退会について

休会・退会を希望される方は、手続きが必要です。利用料の支払いにも関係しますので、職員にお申し出いただき前月の 25 日までに、所定の用紙にご記入の上、ご提出ください。

(7)産休・育休に入られた方について

産休・育休中におけるお子様の学童保育所のご利用については、皆様のご事情やご希望をその都度お伺いし、柔軟に対応させていただきますので、ご遠慮なく所長までお声がけください。

(8)子どもの育ちを支援する場、子どもにとって楽しい場所であるためのルール

1)基本的な生活習慣の習得

あいさつ・礼儀、手洗い・うがい、整理整頓、時間管理をできるようになる。

宿題、自主学習について…自分でいつするのか考えて取り組めるようになる。

2)集団活動におけるルールの理解や役割

異年齢集団のよさを生かして、思いやりや仲間意識を育む。

個性を生かし、学年に応じた役割を果たす。高学年はリーダーの役割を担う。

3)主体的な遊び、活動への援助

遊びや行事に向けて、自主的に参加する。

2. 開所日・時間、休所日

(1)開所日・時間

- 月曜日から金曜日まで: 午後 2 時から午後 6 時 30 分まで
- 土曜日、長期休業中、小学校代休日: 午前 8 時から午後 6 時 30 分まで

(2)休所日

- 日曜日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
- 京都市指定の警報発令時・大規模災害時
- 午前7時30分現在、京都市内全域に暴風警報が出ている場合(大雨警報は対象になりません)。警報解除後は開所し保育を再開します。学校に居る間に警報が発令された場合は、学童保育所は臨時休所となります。詳細は下表をご参照ください。

暴風警報情報	小学校の対応	当所の対応
午前7時現在暴風警報発令中	自宅待機	
9時までに解除	3限目から授業	通常通りに開所します。
10時までに解除		
11時までに解除	5限目から授業	解除され次第開所します。
11時現在発令中	臨時休校	臨時休所します。
登校後に発令	集団下校/保護者迎え	
帰所後に発令		緊急時降所方法での集団降所とします(または保護者迎え)。

地震発生状況	小学校の対応	当館の対応
震度5弱未満の地震発生	通常通り	通常通り開所します。
小学校登校後に 震度5弱以上の地震発生	臨時休校	学童保育所で受け入れます。児童厚生員が出勤する9時以前に地震が発生した場合、中京みぎわ園の保育士が学童保育所に赴き、子どもたちの受け入れを行います
下校後から深夜0時までの間に 震度5弱以上の地震発生	翌日が臨時休校	朝8時に開所します。
深夜0時から登校までの間に 震度5弱以上の地震発生	当日が臨時休校	
学童保育所へ帰所後に地震発生		通常通りに開所します。

3. ご利用料金等について

毎月、利用料とおやつ代・諸費をお支払いいただきます。

(1) 利用料

利用区分			平日のみ		平日+土曜		長期休暇中	
			A	B	C	D		
			17:00まで ⇒17:30まで	18:30まで	17:00まで ⇒17:30まで	18:30まで	一律	
基本額(月額)			1人目	9,000円	11,000円	11,000円 ⇒9,000円	12,000円 ⇒11,000円	13,000円
			2人目	4,500円	5,500円	5,500円 ⇒4,500円	6,000円 ⇒5,500円	6,500円
			3人目以降	0円	0円	0円	0円	0円
減免 (減免後の額)	①	生活保護世帯等	全員	0円	0円	0円	0円	0円
	②	市府民税非課税世帯 均等割のみ課税世帯	1人目	1,600円	1,700円	1,600円	1,700円	1,700円
			2人目	800円	900円	800円	900円	900円
	③	市府民税のみ課税世帯	1人目	3,000円	3,200円	3,000円	3,200円	3,200円
			2人目	1,500円	1,600円	1,500円	1,600円	1,600円
	④	就学援助世帯 ひとり親家庭等医療受給世帯	1人目	5,000円	6,000円	6,000円	6,500円	7,000円
2人目			2,500円	3,000円	3,000円	3,300円	3,500円	

ご登録いただくと、利用が1日もない場合も利用料金を引き落とすことになります。

(2) 利用料金の減免について

下記のとおり、4種類の減免を設けています。減免を行うためには、申請を行っていただくとともに、
 拳証資料を提出していただく必要があります。

減免の条件及び拳証資料は、下記の表を御確認ください。

なお、減免は、年途中で減免の更新を行っていただく必要があります。減免申請や更新を行われなかった場合には、「基本額:1人目」料金の適用となりますので、御注意ください。

<配慮が必要な世帯に対する減免>

裏面の表に記載する条件に該当する場合は、「学童クラブ事業利用に係る利用料金減免申請書」
 に必要事項を記入いただくとともに、申請書の減免①～④のいずれかを選択いただき、拳証資料
 (写しで可)を添えて、利用される児童館・学童保育所へ御提出ください。

<多子世帯に対する減免>

京都市が委託する学童クラブ事業(児童館、学童保育所、放課後ほっと広場)を同時に利用するきょうだいい児については、「学童クラブ事業利用に係る利用料金減免申請書」に必要事項を記入いただき、申請をいただければ、2人目が「半額」、3人目以降が「無料」となります。挙証資料は不要です。

<家計急変に対する減免>

失業や傷病、災害等の理由により、家計が急変した世帯については、急変後の収入に応じた減免を行います。

減免申請を行う場合は、「学童クラブ事業利用に係る利用料金一時減免(家計急変)申請書」に必要事項を記入いただくとともに、同申請書に記載する挙証資料を添えて、利用される児童館・学童保育所へ御提出ください。

<その他の世帯に対する減免(令和5年度末まで2年間の経過措置)>

令和5年度末までの経過措置として、以下の減免を行います。経過措置には条件がありますので、希望される場合は、利用される児童館・学童保育所へお問い合わせください。

【ひとり親世帯又は障害のある方がいる世帯】

令和3年度末に「C階層からB階層への減免引上げ」の対象となっていたひとり親世帯又は障害のある方がいる世帯については、減免②を適用します。

【利用料金改定の影響が大きい世帯】

令和4年度末に「A、B、C、D1、D2階層(所得税課税額2万円未満)」に該当する世帯で、基本額の適用となる(減免の対象とならない)世帯には、減免④を適用します。

【減免の条件表】

	条件	挙証資料(資料は全て写しで可)	更新月
減 ①	・生活保護法による保護を受けている世帯	・生活保護受給証明書	変更があつた月
	・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	・中国残留邦人支援給付受給証明書	変更があつた月
	・市府民税非課税世帯(減免区分②)に該当し、ひとり親家庭又は世帯に障害のある方がいる世帯	・市府民税課税証明書(※1) ・ひとり親世帯又は世帯内に障害のある方がいることがわかる書類(※2)	6月
減 ②	・市府民税を課されている者の属していない世帯	・市府民税課税証明書(※1)	6月
	・市府民税均等割のみ課税世帯	・市府民税課税証明書(※1)	6月
減 ③	・市府民税のみを課されている者の属している世帯	・市府民税課税証明書(※1) ・源泉徴収票又は確定申告書の写し	6月
減 ④	・就学援助を受けている世帯	・就学援助制度の認定通知	8月
	・ひとり親家庭等医療費支給制度受給世帯	・ひとり親家庭等医療費受給者証	8月

※1 最新の年度の全項目証明を提出してください。

※2 確認が必要な挙証資料(減免①関係)

【ひとり親世帯】

- ・児童扶養手当受給通知又はひとり親家庭等医療費受給者証
- ・離婚調停中等のやむを得ない理由により挙証資料を提出できない場合は、その状況を施設へお申し出ください。

【障害のある方がいる世帯】

身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳、障害年金手帳、特別児童扶養手当受給通知

(3)おやつ代・諸費:月額 2,000 円(税込) ※毎日のおやつと課外活動費用に充当

(4)お支払い方法

お支払いは口座自動振替で行います。引落しを希望される口座情報をご記入の上、京都中央信用金庫の「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」をご提出ください。口座は児童の名義でも保護者の方の名義でも結構です。いただいた口座情報は厳正に管理いたします。

振替手数料は、朱雀みぎわ学童保育所が負担いたします。引落しは当月分を、翌月の27日に行いますので、残高のご確認をよろしくお願い申し上げます。

4. 出欠連絡、早退、集団降所について

(1)出欠連絡・児童の体調についてのご連絡

欠席、早退、集団降所を希望する児童および何らかの体調不良がみられる場合については、前日または当日に、必ず保護者の方がご連絡ください(基本はコドモンにてご連絡ください。ただし、体調不良の初日の場合は、児童の体調を当方も把握する必要があるため、コドモンではなくお手数ですがお電話でのご連絡をお願いいたします)。保護者の方からのご連絡がなく、児童が「今日は休む」、「早く帰るように言われたので帰る」と申し出ても、安全上および防犯上の観点から許可しかねます(保護者の方にお電話でご連絡はいたします)。

(2)集団降所

就労時間や家庭の事情によりお迎えが困難である子どももいることをふまえ、午後 5 時と午後5時半に集団降所を行います。2方面に分かれ職員が引率し、所定の場所まで送ります。集団降所は主として小学校1年生、2年生の学童を対象としますが、小学校3年生以上も参加できます。ルートは別紙をご覧ください。

(3)保護者の方のお迎え

お迎えはいつお越しくださっても結構です。来所時にインターフォンを押し、職員までお声がけください。2、3階で児童の帰宅準備をお待ちいただくか、子どもたちが過ごしている様子を自由にご覧にいただきつつ、児童の帰宅準備を手伝って下さっても結構です。お帰りの際には職員までお声がけ下さい。

11月から2月は日の入りの時刻が早いため、17時以降に降所する児童については、安全を考慮し、保護者の方のお迎えをお願い申し上げます。

5. 行事について

子どもたち(こども共和国のクラブ)それぞれが企画しています。イベント前に詳細をコドモンでお知らせいたします。

6. 持ち物について

(1)水筒

水筒は小学校に登校する際に持たせているもので結構です。おやつの際は、水筒のお茶か、学童保育所のウォーターサーバー(浄水)の水を飲みます。

(2)着替え

活動による衣服の汚れなどがご心配な方は、ロッカーに予備を入れておくことができます(着替えは、お名前をご記入の上、巾着袋に入れてください)。夏季休暇中は、児童は汗をかきますので着替えをロッカーに入れておくことを基本としてください(夏季休暇期間以外は任意です)。

7. おやつ、長期休暇中の昼食

(1)おやつ

おやつを午後3時頃から提供します。手作りおやつは、児童厚生員提供するほか、学童保育の一環で子どもたちといっしょに調理して喫食することもあります。衛生面では、包丁・まな板の熱湯消毒や食器やスプーン・フォークの煮沸消毒など、常に清潔と安全を心がけ徹底しおやつの提供をしています。

食物アレルギーがある方は必ずお申し出ください。食物アレルギー診断書(京都府医師会指定のもの)と指示書をご提出いただき、その内容に基づいてアレルゲンを含むおやつの除去を行います。指示書は1年に1回更新し、学童保育所にも必ず共有ください。

(2)土曜日と長期休暇期間の昼食

毎週土曜日と小学校の長期休暇中に、希望するご家庭へ昼食の提供を行います(1食300円税込)。中京みぎわ園の栄養士または朱雀の職員が学童内で調理した学童向けの食事を提供しますので、コドモンの事前アンケートにご回答をお願いいたします。

8. 保健・衛生、安全について

(1)薬について

- 医師の指示により、在所時間内の薬の服用が必要な場合に限り、処方箋と保護者の方のご依頼に基づいて与薬を行います。与薬を依頼される薬は、医師が処方した処方期間内の薬のみとし、市販薬や以前に処方された薬についてはお受けできませんので、ご了承ください。
- 薬を持参される時は、必ず保護者の方が電話で連絡をください。
 - ① お薬(薬袋や容器に必ず「氏名」、「与薬時間」を記入してください。)
 - ② 薬剤情報提供文書のコピー
 - ③ 与薬依頼書

上記の3点を児童に持たせてください。処方箋コピーの添付がない場合や、持参された薬が所定の形態でない場合等は、保護者の方にご連絡いたしますが連絡が取れない場合等、投薬でき

ませんのでご承知おきください。

***お子様自身で、薬の管理ができる場合は、②③は不要です。**

- 持参される薬は、内服薬については1回分のみとします。
- 市販の外用薬(目薬、軟膏、湿布等)は、お受けいたします。持参されるときは、お知らせください。②は不要です。

(2)発熱、ケガをした場合

- 発熱、腹痛、頭痛など症状によっては活動場所と離れたところで安静にさせ、しばらく様子を見ますが、熱があがってきたり嘔吐したりと異変があれば、保護者の職場もしくは携帯電話にご連絡します。基本的に発熱の場合、38℃でご連絡をいたしますので、速やかにお迎えをお願いいたします。
- 38℃に満たない場合でも普段と様子が異なるなどの場合、お迎えのお願いをすることがございますので、ご承知おきください。なお、痙攣等、特別な持病があるお子様は個別に対応いたしますので必ずお申し出ください。
- ケガの場合は程度にもよりますが、必要に応じて病院へ連れて行きます。この場合、緊急連絡先までご連絡いたします。小さなケガについては、お迎えの際にお知らせします。

(3)感染症の病気・予防接種

- 入所前に主治医とご相談の上、必要な予防接種をお済ませください。また、流行時には予防行動含め、感染症の流行拡大の防止に努めてください。プライバシーに十分配慮した上で、所内で流行中の感染症に関する注意喚起を行います。
- 感染症に罹患した場合は、公衆衛生の観点から学校保健安全法に定められた日数は、登所できません。この観点から、感染症の発症日や回復状況につき当所とご家庭との情報交換、情報共有が重要ですので、ご協力をお願い申し上げます。

9. 保険について

(1)児童クラブ共済制度への加入(学童保育所負担)

入会にあたって、標記の保険に加入します(保険料は当所が負担します)。これは、「①学童保育所での活動中にケガをした場合の補償(傷害保険)」と、「②学童保育所が賠償責任を負った場合の補償(施設管理者賠償責任保険、生産物賠償責任保険)」とがセットになったものです。このうち、①では次の表のとおり補償がなされます。

保険金の種類	保険金額
死亡・後遺傷害保険金額	2,000,000 円
入院保険金日額	1,500 円
手術保険金	入院中に受けた手術の場合 (入院保険金日額×10 倍)
	入院中以外の手術の場合 (入院保険金日額×5 倍)

通院保険金日額	1,000 円
療育保険金(30 日以上の療養)	20,000 円

10. こども共和国について

2023 年度から、みぎわの「こども共和国プロジェクト」が始まりました。これまで活動内容は大人(職員)の決めた時間や場所・ルールで行われており、遊具・玩具や書籍は職員が選んで補充するなど大人主導の要素が多く存在していましたが、それらを徐々に減らしていくこととし、そのかわりに子どもたち同士で話し合い、学童でどんな遊びをしたいか、どんなおもちゃを買いたいか、どんな本やマンガをそろえたいか、どんな行事をしたらみんなが楽しめるか、どんなおやつを食べたいか、子ども主導で決定し、それが実現するような学童保育所を目指していくこととしました。大人による管理ではなく、子どもによる自治の良さを引き出そうとするこの取り組みを「こども共和国プロジェクト」と呼んでいます。

職員による見守りは継続し、とくに次の 3 点は学童で守るべきルールとして子どもたちに周知徹底します。

- ① 安全面でのルール(怪我の危険性などがないように)
- ② 保健衛生面でのルール(感染症拡大などへの配慮)
- ③ 互いの人格・尊厳を大切にするというルール

そのうえで、職員は子どもたちの自主的な活動の推移に目を配り、その活動がどんどんと発展していくようなアドバイスをしたり、取り組みの輪になかなか入っていけない子どもに寄り添って、みんなと楽しめるようなサポートをしたりといった役割に全力を注ぎます。

もちろん、集団での活動以外にも、今日は自分の好きな本をひとりで読みたい、集中して宿題をしたいといった希望を持つ子どももいるはずですので、そうした願いに応えられるような環境もしっかり整えます。

「こども共和国プロジェクト」の様子は、コドモンはじめ、ホームページなどでも保護者の皆さまに発信していきますので、ぜひご確認ください。

11. 学童保育所での過ごし方

(1) 平日

14 時半以降～ 15 時頃	順次、学童保育所に小学校より帰所 おやつを食べる(2階) おやつ後は、1、2階で宿題をしたり、好きな玩具で遊んだり読書する 3階や屋上では、体を動かした遊びを楽しむ(運動場も朱一小学校の許可のもとで利用可能) →17時まで利用可能
17 時	集団降所(希望される方のみ職員が引率の元、降所します)
18 時 30 分	閉所

(2) 土曜日・長期休暇期間・小学校の代休日

8 時	開所 家庭より順次登所
10 時	登所 完了 →自由遊び(2階・3階・屋上で過ごす)
11 時	学習時間(長期休暇期間中のみ)
12 時	昼食(お弁当) 昼食後も自由遊び(2階・3階・屋上で過ごす)
15 時頃	おやつを食べる(おやつ後、自由遊び)
17 時	集団降所(希望される方のみ職員が引率の元、降所します)
18 時 30 分	閉所

(3) 宿題について

- 各ご家庭で、宿題のルールを決めてお子様にお伝えください。
- 学童保育所では、入所時にご家庭での宿題の取り組み方につき、ご家庭の方針を確認します。塾のように個別について指導するという事は出来かねますが、学習面でご家庭での取り組み方に添えるよう、可能な範囲でお手伝いをさせていただきます。
- 宿題はあくまで学校と子どもとの間での決まりであることが基本ですが、当方も本人の学童保育所での過ごし方に対する意思を尊重したうえで、一定のサポートを行います。とくに1年生は、宿題をする習慣をつけることで、学童保育所での過ごし方に見通しを持ち、やがて自分で「いつ宿題をするのか」自立に向けて、時間管理ができるようになってきます。なお、「宿題をしましょう」と全体に声をかけていきますが、本人の意思を尊重しますので、学童保育所でせず帰宅後にする子どももいることをご了承下さい。
- 国語の文字や漢字練習、算数プリント等の宿題につきましては、お子様の頑張りをご家庭でもみていただきますようお願い申し上げます。
- 音読や計算カードの宿題は、保護者の方で見いただきますようお願い申し上げます。

12. クラブ活動について

外部講師によります、「英会話」「サッカー」のクラブ活動を行っています。どちらも登録制となり、利用料金と一緒に口座引き落としとなります。クラブの紹介につきましては別紙をご覧ください。

英会話クラブ	・(月)および(金)の週1回 ・授業料1回 1,100 円 ※新1年生は5月から開始となります。
サッカークラブ	・(火)(木)の週2回 (どちらも参加できます) ・参加1回 1,300 円 ・コドモンにて参加アンケートをとります。

13. 地域子育て支援について

みぎわにはさまざまな専門性を持つ職員がいます。そうした職員が豊富な経験と知識を活かし、子育てに頑張っておられる皆さまに役立つ情報を発信したり、お子さまも楽しめる遊びを展開したり、皆さまからの子育てに関するお悩み相談をお受けしたりします。

近隣のお住いの0～2歳児をご家庭で育てておられる保護者の方々を対象に行います。みぎわのホームページや掲示板のチラシでも事前案内を行いますので、チラシに記載のQRコードからお申込み下さい。先着順となります。

14. 利用相談窓口、第三者苦情委員について

当所では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当館利用 相談窓口	・窓口相談者：杉立 直子（所長） ・ご利用時間：9:00～18:30 ・電話番号：080-7054-4358 ※直接のご相談が困難な場合、ご意見を紙にお書きいただき、所内に設置されている投函箱にご投函ください。誠実に対応いたします。
第三者苦情 委員	・委員：佐々木 隆史（弊会常務評議員） ・電話番号：080-1435-1192 ※投函箱にご利用もためられる場合、第三者苦情委員までご意見をお寄せ下さい。ご連絡いただいた方が特定できないよう配慮します。

以上